令和５年度 処遇改善計画（介護分野）

社会福祉法人松代福祉会

令和５年度における介護分野職員の処遇改善手当及び特定処遇改善手当について、以下のとおりとします。なお、処遇改善については、国の加算制度等を活用して取り組んでいることから、加算実績が見込額と大きく変動した場合は、手当額を変更する場合があります。

１　支給対象職員

「正規職員」および「契約職員のうち給与月額を定額で支給する職員」

２　手当の額

(1) 処遇改善手当（毎月支給）

※ベースアップ等支援加算（前年度：処遇改善支援補助金分）を含む

① ほくほくの里（広域型）

・介護職員　　30,000 円（前年度同額）

・その他職員　　15,000 円（前年度同額）

② ほくほくの里（地域密着型）

・介護職員　　27,000 円（前年度同額）

・その他職員　　15,000 円（前年度同額）

③ ほのぼの園、つるかめ園、訪問介護

・介護職員　　22,000 円（前年度同額）

・その他職員　　15,000 円（前年度同額）

④ 居宅介護支援

・介護支援専門員　15,000 円（前年度同額）

(2) 特定処遇改善手当（３月支給）

① 介護職員等：特養介護、通所介護、訪問介護、特養看護

勤務形態			Ａグループ	Ｂグループ
区分	夜勤	変則	（経験・技能のある介護職員等）	（Ａｸﾞﾙｰﾌﾟ以外の介護職員等）
ア）	有	有	285,000円（前年度同額）	190,000円（前年度同額）
イ）	無	有	135,000円（△15,000円）	90,000円（△10,000円）
ウ）	無	無	90,000円（△15,000円）	60,000円（△10,000円）

※「介護報酬の減に伴う加算の減額」及び「上記区分の職員人数の変更」により、手当額を前年度より一部減額します。

Ａグループ：経験・技能のある介護職員等

（介護福祉士等の資格を有し、かつ当法人における勤続年数10年以上又は副主任以上の役職者）

ア）夜勤有、変則勤務有（特養介護職員）

イ）夜勤無、変則勤務有（特養・訪問介護職員、特養看護職員）

ウ）夜勤無、変則勤務無（特養・通所・訪問介護職員）

※「夜勤有」とは、夜勤を月平均 2.5 回以上行った職員。

※「変則勤務有」とは、早番・遅番及び日曜勤務に制約が無い職員。

Ｂグループ：Ａグループ以外の介護職員等

② ①以外の職員　30,000 円（前年度同額）

なお、支給額は、勤務時間（短時間）および勤務期間（欠勤等）を調整した額とします。

令和５年度 処遇改善計画（障がい分野）

社会福祉法人松代福祉会

令和５年度における障がい分野職員の処遇改善手当及び特定処遇改善手当について、以下のとおりとします。なお、処遇改善については、国の加算制度等を活用して取り組んでいることから、加算実績が見込額と大きく変動した場合は、手当額を変更する場合があります。

１　支給対象職員

「正規職員」および「契約職員のうち給与月額を定額で支給する職員」

２　手当の額

(1) 処遇改善手当（毎月支給）

※ベースアップ等支援加算（前年度：処遇改善支援補助金分）を含む

①管理者、サビ管　17,000 円（前年度同額）

②生活支援員、職業指導員、目標工賃達成指導員　22,000 円（前年度同額）

(2) 特定処遇改善手当（３月支給）

①管理者、サビ管　30,000 円（前年度同額）

②生活支援員、職業指導員、目標工賃達成指導員

Ａグループ （経験・技能のある介護職員等）	Ｂグループ （Ａｸﾞﾙｰﾌﾟ以外の介護職員等）
90,000 円（△15,000 円）	60,000 円（△10,000 円）

Ａグループ：経験・技能のある介護職員等

（介護福祉士等の資格を有し、かつ当法人における勤続年数10年以上又は副主任以上の役職者）

Ｂグループ：Ａグループ以外の介護職員等

なお、支給額は、勤務時間（短時間）および勤務期間（欠勤等）を調整した額とします。